

一般競争入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成30年 2月 1日

支出負担行為担当官
国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 47

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量 白衣等クリーニング業務 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 業務委託期間 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日
- (4) 納品場所 沖繩県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖繩愛楽園 洗濯場

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（その他）」でA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険注）各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

3. 入札説明会について 入札説明書参照のこと。

4. 入札書及び必要書類の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先
〒905-1635 沖繩県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖繩愛楽園 事務部会計課 会計班長 末竹 康成
電話0980-52-8331（内線8020）
- (2) 入札説明書及び添付書類の交付方法
本公告の公示の日から3の（1）の場所にて交付、または、国立療養所沖繩愛楽園のホームページの調達入札公告情報より取得する事。
- (3) 競争入札参加者による入札書及び必要書類の提出について
 - 電子入札の場合
・平成30年3月1日（木）17時00分まで。（郵送の場合は必着こと）

- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書（別紙3）、自己申告書（別紙）、保険料納付に係る申立書（別紙様式）、応札仕様書、質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。なお、質疑書について、質疑がある場合は回答期間を必要とすることから、平成30年2月23日（金）17時00分までとする。
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出

○紙入札の場合

- ・平成30年3月1日（木）17時00分まで。（郵送の場合は必着のこと）
- ・資格審査結果通知書を添付
- ・誓約書（別紙3）、自己申告書（別紙）、保険料納付に係る申立書（別紙様式）、応札仕様書、質疑書（質疑が有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。なお、質疑書について、質疑がある場合は回答期間を必要とすることから、平成30年2月23日（金）17時00分までとする。
- ・別紙8（電子入札案件の紙入札での参加について）
- ・入札にて委任される場合は委任状の提出

(4) 入札書の受領期限

○電子入札の場合

- ・平成30年3月2日（金）10時00分

○紙入札希望の場合

- ・平成30年3月2日（金）10時00分

（郵送する場合には受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、電話にて受領の確認を行うこと。）

(5) 開札の日時及び場所

開札日時 平成30年3月2日（金）10時30分
場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

- (6) この入札に参加を希望する者は、入札書の提出前に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書並びに4の(3)にある全ての必要書類を提出しなければならない。

5. 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、電子入札によりがたい者は、別に指定する様式により発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、4(6)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

- (4) 契約書の作成要否 要

- (5) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (6) その他 その他詳細は入札説明書による。

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：会計課会計班長 末竹 康成

電話：0980-52-8331（内線8020）

FAX：0980-52-8967

E-mail：kaikeiha@mhlw.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園における白衣等クリーニング業務一式に係る入札公告（平成30年2月1日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則

調達機関番号 017

所在地番号 47

2. 調達内容

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 購入等件名及び数量 | 白衣等クリーニング業務 一式 |
| (2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 業務委託期間 | 平成30年4月1日～平成31年3月31日 |
| (4) 納品場所 | 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園 洗濯室 |

(5) 入札方法

落札者の決定方法は、最低価格落札方式をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3. 入札説明会について

- (1) 入札説明会は特定の日としては設けず、平成30年2月1日～平成30年2月23日の間で8時30分～17時00分の間で随時対応する。但し、土日祝日及び平日12時00分～13時00分は除く。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務提供等（その他）でA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
(ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

- ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
注 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

5. 競争入札参加者による必要書類の提出

○ 電子入札の場合

・平成30年3月1日（木）17時00分。（郵送の場合は必着のこと）

①資格審査結果通知書を添付。

②誓約書（別紙3）、自己申告書（別紙）、保険料納付に係る申立書（別紙様式）、応札仕様書（様式任意）、質疑書（質疑の有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。なお、質疑書について、質疑がある場合は回答期間を必要とすることから、平成30年2月23日（金）17時00分までとする。

③入札にて委任される場合は委任状の提出

○ 紙入札の場合

・平成30年3月1日（木）17時00分。（郵送の場合は必着のこと）

①資格審査結果通知書を添付。

②誓約書（別紙3）、自己申告書（別紙）、保険料納付に係る申立書（別紙様式）、応札仕様書（様式任意）、質疑書（質疑の有無にかかわらず提出、様式は任意）を送付する事。なお、質疑書について、質疑がある場合は回答期間を必要とすることから、平成30年2月23日（金）17時00分までとする。

③別紙8（電子入札案件の紙入札での参加について）

④入札にて委任される場合は委任状の提出

（遠隔地にある業者は質疑についてファクシミリでもかまわないが入札書提出時には原本を用意すること）

6. 入札書及び必要書類の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園

事務部会計課 末竹 康成

電話：0980-52-8331（内線8020番）

(2) 入札書の受領期限

○ 電子入札の場合

・平成30年3月2日（金）10時00分まで

○ 紙入札希望の場合

・平成30年3月2日（金）10時00分まで

（郵送する場合には受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、電話にて受領の確認を行うこと。）

(3) 入札書の提出方法

①入札書は別添の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成30年3月2日開札〔白衣等クリーニング業務一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。また、1回目の入札価格の積算内訳書についても別封筒にて入札書と併せて提出すること。

②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「平成30年3月2日開札〔白衣等クリーニング業務一式〕入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出の場合と同様に氏名等を朱書し、上記6（1）宛に入札

書の受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。①と同様に1回目の入札価格の積算内訳書を入札書とは別封筒にて提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

誓約書の*欄により添付資料も提出すること(例:免許証の写し等)

(4) 入札書の無効

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

②国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③5の②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札書が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名等を記入して押印(外国人の場合は署名を含む)をしておくとともに、開札までに代理委任状を提出しなければならない。

②入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 開札の日時及び場所

白衣等クリーニング業務一式

開札日時 平成30年3月2日(金) 10時30分

場 所 国立療養所沖縄愛楽園 会議室

(8) 開 札

①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じて競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

⑤開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

7. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書4の参加資格を有する者であること並びに5の必要書類を受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ①競争参加資格の確認のための書類は、等級決定通知書の写しとする。
- ②資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式

- ①本入札説明書5に従い書類・資料を添付して入札書を提出した者であって、本入札説明書4の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- ②落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名捺印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名捺印するものとする。
- ③上記②の場合において、契約担当官等が記名捺印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名捺印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定による。

(7) 障害発生時及び電子調達システムの操作等の問い合わせは下記のとおりとする。

・ヘルプデスク 0570-014-889
017-731-3177 (IP電話等を利用の場合)
(8:30~18:30 土日祝祭日を除く)

・ホームページ <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなどの緊急を要する場合には、6(1)の入札書の提出場所に連絡すること。

別紙 8

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

住 所

商 号

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 白衣等クリーニング業務一式
- 2 電子調達システムでの参加できない理由

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約に相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 殿

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

白衣等クリーニング業務仕様書

国立療養所沖縄愛楽園

国立療養所沖縄愛楽園の白衣等クリーニング業務の履行にあたっては、下記仕様書の内容に基づき、実施するものとする。

なお、本仕様書において、委託者 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則を以下「甲」といい、受託者を以下「乙」という。

【基本事項に関する仕様】

1. 目的

- ・甲において使用される白衣等（白衣・ズボン・エプロン・ガウン・キャップ）を衛生的に使用できるようクリーニングを行い、遅延なく回収及び納品することを目的とする。

2. 委託品目の種類

- ・委託するクリーニング品目は、白衣・ズボン・エプロン・ガウン・キャップとする。なお、上記品目のうち、白衣とは医師・コメディカル職員・看護師（看護助手含む）・介護職員が使用する診察医等及び看護衣、介護衣の上着のことを指す。

3. 契約期間

- ・契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

4. 予定数量

- ・予定数量の積算にあたっては、平成29年度H29.12月までの実績及び1月～3月は実績見込に対平成28年度増減率をもって算出。
- ・平成30年度予定数量は以下のとおり。
白衣：32,149枚、ズボン：29,197枚、エプロン：359枚、ガウン：512枚、キャップ：352284枚

5. 回収及び納品場所・方法

- ・住所：沖縄県名護市字済井出1192番地
場所：国立療養所沖縄愛楽園洗濯室
- ・回収場所は洗濯場にある2カ所で、甲の各部署から回収場所まで搬入される。乙は回収場所（2カ所）にあるクリーニング対象物を部署別、品目別に振り分け、発注書に数量を記載する。
- ・回収したものをクリーニング所で業務内容に沿ってクリーニング作業を行い、洗濯室内にある各部署別棚に納品する。納品の際は甲の立ち会いのもと、納品書の品目毎に枚数等を確認する。

6. 回収日及び納品日

- ・原則、回収日は、毎週月曜日・水曜日・金曜日とし、回収日が祝祭日の場合は除く。
- ・納品日は、次の回収日を納品日とする。但し、シミ抜き等の特別な作業が必要な場合にはこの限りではない。また、回収日及び納品日が休日を挟んで3日以上間が空く時は、甲乙双方協議の上、回収日及び納品日を決定するものとする。

7. 業務委託の資格等

- ・この業務を請け負う者は、クリーニング業法に基づくクリーニング所検査確認済証の交付を受けていること。
- ・業務を行うクリーニング所にクリーニング師の資格を有する者が配置されていること。
- ・契約締結にあたり、クリーニング所検査確認済証の写しを甲に提出すること。

8. 業務完了の確認・納品検査・支払

- ・乙は、回収した白衣等について、洗濯・糊付け・アイロン仕上げを行い、納品書に各部署別に品目・数量を記載し、甲の指定する棚へ納品する。納品の際、甲は立ち会いのもと数量並びに対象物の検品等を行う。
- ・甲は、納品書により1ヶ月分の集計表を作成し、甲乙双方により数量等を確認し、検収確認を行う。乙は検収確認後に、甲に対し請求書を提出する。甲は、請求書を受理した日から30日以内に乙の指定する口座へ支払いをする。

【業務に関する仕様】

9. 業務内容

- ・各クリーニング品目について、異物確認除去を行うこと。
異物等混入している場合には、甲へ連絡の上、次回納品日に返却する。
- ・対象品目について洗濯、糊付け、アイロン仕上げ、畳仕上げを行う。場合によってはシミ抜きも行うこと。
- ・白衣、ガウンについては、襟、肩部は手アイロン掛けを行う。
- ・血液付着等感染性の洗濯物については消毒仕上げを行う。

10. 業務実施方法

- ・洗剤は無リン洗剤を使用すること。
- ・漂白は、白生地のみとし、過炭酸ソーダを重量比4%以内で使用し、生地を損なうことがないように十分注意すること。
- ・糊は合成糊を使用し重量比5%により仕上げを行うこと。
- ・洗濯は適量の洗剤を使用して40℃～50℃の適量の温湯中で10分間以上洗いをを行うこと。
- ・すすぎは、清浄な水を用いて、初回は40℃～50℃の温湯中で3～5分間行い、2回目も同様のすすぎを行うこと。また、各回ごとに換水すること。
- ・シミ抜きは繊維の種類、シミの種類、程度に応じた適当な薬剤を選定し作業を行うこと。
- ・クリーニングに使用した薬剤及び洗剤が仕上げの終わった白衣等に残留することがないように注意すること。

11. 衛生管理

- ・乙は、白衣等の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他適当な者（以下クリーニング師等という。）にこれらの衛生管理を行わせること。
- ・クリーニング師等は、クリーニング所における白衣等の処理及び取扱いが衛生上、適切に行われているかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

- ・仕上げの完了した白衣等は、包装するか、又は衛生が保たれる場所に保管し、汚染しないよう衛生的に取り扱うこと。

1 2. 白衣等の破損・紛失等の対応

- ・乙は、回収した白衣等について、クリーニングに関して破損、欠損、紛失等管理上において不適當なことはないよう注意すること。また、クリーニング中における欠損（チャック・ボタンの等の外れ）については修復等を行い、修復不能な破損や紛失の場合には、速やかに甲へ連絡の上、乙の負担にて弁償するものとする。

1 3. 再委託

- ・契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
- ・委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ・委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は原則二分の一未満とする。
- ・再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額（以下「再委託に関する内容」という。）について記載した「再委託に係る承認申請書」（様式1）を甲に提出しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満の再委託（以下「軽微な再委託」という。）については、省略することができる。
- ・再委託に関する内容に変更が生じた場合には、「再委託に係る変更承認申請書」（様式2）を甲に提出しなければならない。ただし、軽微な再委託の場合は省略することができる。
- ・再委託の相手方がさらに第三者に委託を行う場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」（様式3）を甲に提出しなければならない。
- ・再委託する場合は、その最終的な責任は乙が負う。

1 4. 引き継ぎ

- ・乙は、業務委託契約の満了又は解除に伴い、業務を引き継ぐときは、当園の業務運営に支障がないよう十分な内容及び時間をもって引き継ぎを行うこと。なお、引き継ぎに要する費用負担は乙の負担とする。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

名称
代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第〇〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

(別紙1) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社
代表取締役社長 ○○○○ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙2)の記入例

入札書(第 回目)

件名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価(円)	税抜き金額(円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

支店長の
印を押印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙3) の記入例

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印は必要なし

代理人

△ △ △ △

入札に参加
する人の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙4)の記入例

入札書(第 回目)

件名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価(円)	税抜き金額(円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 社長の印はいらない。

復代理人

△ △ △ △

印

入札に参加
する人の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

※ 委任状は、別紙5及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書 (第 回目)

件 名 白衣等クリーニング業務一式

入札金額 金 _____ 円也
(入札金額内訳)

品名	規格	予定数量	単位	税抜単価 (円)	税抜き金額 (円)
白衣・上着	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	32,149	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	29,197	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	359	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	512	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	352	枚		
合計					

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

(別紙5) の記入例

委 任 状

*本社が有り、支社支店の長が入札に参加する
場合に使用する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関する事
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
 4. 契約代金の請求及び受領に関する事
 5. 復代理人の選任に関する事
 6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は
通常は年間
(年度)委
任である。
(入札期間
だけの場合
もあり得
る。)

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、別紙2を使用する。

(別紙5)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
 2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
 3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
 4. 契約代金の請求及び受領に関すること
 5. 復代理人の選任に関すること
 6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委 任 状

年 月 日

* 本社が有り、本社から代表取締役以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

支出負担行為担当

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者 (競争参加者)

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑
を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者 (代理人)

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札に参加する人の
名前

委任事項 「白衣等クリーニング業務一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の
印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「白衣等クリーニング業務一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者使用印

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する人)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

白衣等クリーニング業務一式

*本社が有り、支社支店から支社支店長以外の者が来て入札に参加する場合に使用する。

委任事項 「白衣等クリーニング業務一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △

復代理人が所属する支店長の印

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

- ※ 別紙5の委任状も提出する。
- ※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委任状

私は、
を (競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「白衣等クリーニング業務一式」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 「白衣等クリーニング業務一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園 事務部長 永田 勝則 殿

業務請負契約書 (12)

- 1 業務名 国立療養所沖縄愛楽園 白衣等クリーニング業務 一式
- 2 回収・納品場所 国立療養所沖縄愛楽園 洗濯場
- 3 契約期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までとする。
- 4 契約金額 白衣等クリーニング業務単価は下記のとおりとする。

品名	規格	単位	税込単価(円)	うち消費税等額(円)
白衣	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	枚		
ズボン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	枚		
エプロン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	枚		
ガウン	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	枚		
キャップ	洗濯・糊付け・アイロン仕上げ	枚		

上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。

5 契約保証金 免除

委託者 支出負担行為担当官 国立療養所沖縄愛楽園事務部長 永田勝則（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、上記の業務請負について、次の条項により契約を締結する。

（仕様書の遵守）

- 第1条 乙は、仕様書に従って委託業務を実施しなければならない。
2 甲は、仕様書に基づく委託業務の実施に対し納品検収を行い、係る費用を負担するものとする。

（業務委託に係る洗濯設備の管理及び消耗資材の負担）

- 第2条 この契約の履行にあたり必要とされる機械・器具・機材及び消耗資材は、乙の負担とする。
2 上記機器・器具使用に係る電力・ガス・水道料について乙の負担とする。

（クリーニング所検査確認済証の提出）

- 第3条 乙は、この契約の履行にあたり、クリーニング所検査確認済証の写しを甲に提出すること。

（洗濯業務従事者の資格等）

- 第4条 乙は、委託業務を実施するにあたり、クリーニング所にクリーニング師の資格を有する者が1名以上配置されていること。
2 クリーニング師の資格が無い者が業務を行う場合には有資格者の管理、指導のもと業務を適切に行う能力を有すること。

（個人情報に関する秘密保持等の義務）

- 第5条 乙及び乙の従業員は、この契約において処理することとされた事項に関して甲から提供された個人情報または処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（業務従事者の個人情報の保護に関する措置）

- 第6条 乙は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の複製等の制限）

- 第7条 乙及び乙の従業員は、甲と合意した目的・方法等によらないで、甲から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信し、または当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

（個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応）

- 第8条 乙及び乙の従業員は、甲から提供された個人情報が漏洩し、または漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（委託終了時における個人情報の消去）

- 第9条 乙及び乙の従業員は、この契約が終了したときは、直ちに甲から提供された個人情報を消去しなければならない。

（秘密保持規定の効力）

- 第10条 第5条（個人情報に関する秘密保持の義務）の規定は、契約期間の経過または契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置）

- 第11条 乙及び乙の従業員が第4条から前条までの規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。

（個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償）

- 第12条 乙が第4条から前条までの規定に違反した場合には、乙は甲が被った損害を賠償しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

- 第13条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、乙が前項但し書に基づいて債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し、乙又は乙から債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を留保する。
(2) 丙は、譲渡対象債権を前項但し書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、

- 3 専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
第1項但し書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合には、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第40条第3項に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(再委託)

- 第14条 乙は、委託業務の全部一括してを第三者に委託することはできない。
2 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負を含む。以下同じ。）する場合には、仕様書13、再委託に示す「再委託に係る承認申請書（様式1）」により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第15条 乙は、再委託先を変更する場合は、様式第1の再委託に係る承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(納品検収)

- 第16条 乙は、委託業務が完了したときは、納品書に部署・品目・数量を記載し納品の際、甲のたち会いのもと納品を行う。
2. 甲は納品に際し、品目毎に枚数等を確認する。

(支払うべき額の確定)

- 第17条 甲は、前条の納品について、1ヶ月分を納品書に基づき集計表を作成し、甲乙双方により数量等の検収確認を行う。

(支払)

- 第18条 甲は、前条の規定により支払うべき額を確定した後、乙の提出する請求書に基づいて支払を行う。この場合において、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内にこれをしなければならない。

(遅延利息)

- 第19条 甲は、前条の約定期間内に支払を行わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(差額の返還又は支払)

- 第20条 乙は、第17条により確定した支払うべき金額（以下「確定額」という。）を超える金額の支払を受けた場合は、甲の指示により、その超える額を返還しなければならない。
2 甲は、確定額に満たない金額を乙に支払っている場合は、その不足額を乙に支払うものとする。

(契約の解除等)

- 第21条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲はいつでもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(危険負担)

- 第22条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第23条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
(5) 後述第3項の規定による報告を行わなかったとき。
2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

いう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が、第26条、第27条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事業を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第32条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第33条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 第35条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(帳簿等の整備)

第36条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- 3 乙は、前各号の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。
- 4 当該証拠書類について、定期的な報告義務は課さないが、甲の求めに応じ閲覧が可能な状態にしておくこと。

(現地調査等)

第37条 甲は、委託業務の実施状況の調査及び支払うべき額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類、その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第38条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求め等、事実関係の調査を行うことができる。

- 2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。
- 3 甲は、必要と認められる場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書をふまえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年利5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(公表の禁止)

第39条 乙は、甲の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

(契約の公表)

第40条 乙は、本契約の名称、委託金額並びに乙の氏名及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(契約書の解釈)

- 第41条 本契約の目的の一部、完了期限その他一切の事項については、甲、乙協議の上、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項の規定によるほか、本契約の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。
 - 3 前各項の規定による協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

上記の契約を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 永田 勝則 印

乙
印